

平成29年12月26日

行政評価局調査の実施

総務省行政評価局では、「平成29年度行政評価等プログラム」に基づき、平成30年1月から下記のテーマについて行政評価局調査を実施することとしましたので、公表します。

- **農業労働力の確保に関する行政評価・監視－新規就農の促進対策を中心として－**
青年層の新規就農の促進や定着を図る観点から、就農希望者や新規就農者に対する支援の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

(連絡先)

<農業労働力の確保に関する行政評価・監視－新規就農の促進対策を中心として－>

総務省行政評価局評価監視官（農林水産、防衛担当）

担当：菊地

電話：03-5253-5439（直通）、FAX：03-5253-5443

<行政評価局調査全般について>

総務省行政評価局総務課

担当：長澤

電話：03-5253-5407（直通）、FAX：03-5253-5412

※ インターネットでのお問合せについては、以下の総務省HPで受け付けております。
<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

農業労働力の確保に関する行政評価・監視

—新規就農の促進対策を中心として—

調査の背景

- 農業就業者の高齢化が進む中、今後、高齢者のリタイアによる農業就業者の著しい減少が見込まれる
(基幹的農業従事者数※は平成7年から27年にかけて81万人減少し、平均年齢は7.4歳上昇)
- 「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定)において、2023年に40代以下の農業従事者を40万人に拡大することを目標に設定

- 農林水産省は、当該目標の達成に向けて、農業人材力強化総合支援事業等の各種支援策を実施。また、都道府県等が指導・助言を行う仕組みなどを整備
- しかし、目標として掲げられた40代以下の農業従事者数は微増にとどまる状況
(平成25年 31万1,000人→28年 31万8,000人)

- 青年層の新規就農の促進や定着を図る観点から、就農希望者や新規就農者に対する支援の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

※ 「基幹的農業従事者」とは、農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員）のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事した者をいう。

主要調査項目と調査の視点

1 農業労働力の現状

- 新規就農者の参入状況、新規就農者の定着状況等

2 新規就農を希望する者に対する支援の実施状況

- 就農希望者への情報提供、必要な技術等の習得に向けた支援、地方公共団体における独自の取組

3 新規就農者に対する支援の実施状況

- 新規参入者に対する支援、新規雇用就農者に対する支援、地方公共団体における独自の取組

主要調査対象

調査対象機関

農林水産省、文部科学省、厚生労働省

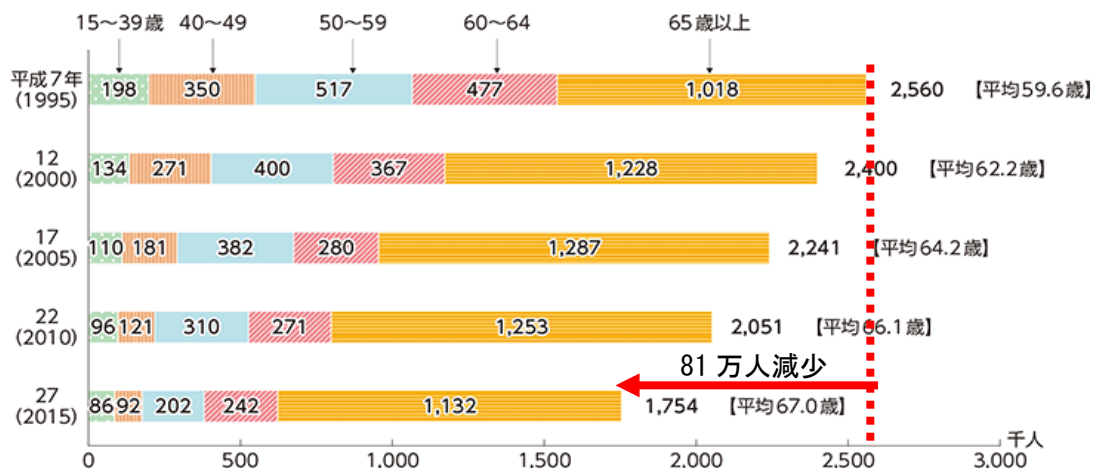
関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体等

調査実施期間

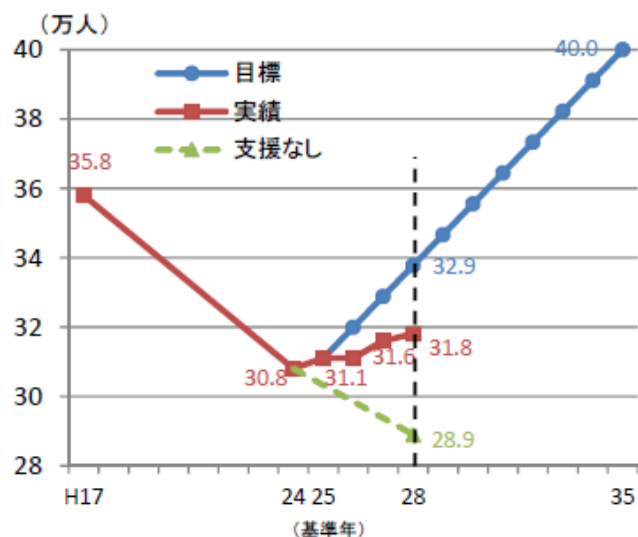
平成30年1月～11月(予定)

○ 年齢別基幹的農業従事者数の推移



(注) 農林水産省が実施している「農林業センサス」の結果に基づき、当省が作成した。

○ 40代以下の農業従事者数の推移



(注) 平成29年度行政改革推進会議秋の年次公開検証(徳島レビュー)の資料から抜粋した。

○ 新規就農者数の推移

単位：人

区分	計	49歳以下		就農形態別		
		44歳以下	44歳以上	新規自営農業就農者	新規雇用就農者	新規参入者
平成19年	73,460	21,050	...	64,420	7,290	1,750
20	60,000	19,840	...	49,640	8,400	1,960
21	66,820	20,040	...	57,400	7,570	1,850
22	54,570	17,970	...	44,800	8,040	1,730
23	58,120	18,600	...	47,100	8,920	2,100
24	56,480	19,280	17,260	44,980	8,490	3,010
25	50,810	17,940	16,020	40,370	7,540	2,900
26	57,650	21,860	18,500	46,340	7,650	3,660
27	65,030	23,030	19,760	51,020	10,430	3,570
28	60,150	22,050	19,020	46,040	10,680	3,440

(注1) 農林水産省が実施している「平成28年新規就農者調査」から抜粋した。

(注2) 「新規自営農業就農者」とは、家族経営体の世帯員で、調査期日前1年間の生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者をいう。

(注3) 「新規雇用就農者」とは、調査期日前1年間に新たに法人等に常雇い(年間7か月以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者(外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。)をいう。

(注4) 「新規参入者」とは、調査期日前1年間に土地や資金を独自に調達(相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。)し、新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者をいう。なお、共同経営者とは、夫婦がそろって就農、あるいは複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行っている場合における、経営の責任者の配偶者又はその他の共同経営者をいう。